解散公告

当社は、平成二十四年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十一日

大阪府吹田市五月が丘西一番一六号

株式会社ワイズアンドカンパニー

代表清算人　安間　吉保

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十一日

大阪市北区太融寺町二番二一号ニュープラザビル一〇〇一号

金山産業合同会社

清算人　金山　従容

解散公告

当社は、平成二十四年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十一日

島根県益田市赤雁町ロ五四五番地

有限会社渡辺建設

代表清算人　渡邊　哲朗

解散公告

当社は、平成二十四年十月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十一日

宮崎県都城市高崎町縄瀬三三四七番地一〇二

有限会社吉山設備

代表清算人　吉山　公政

解散公告

当社は、平成二十四年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十一日

宮崎市霧島四丁目一一一番地一

株式会社モリタカ

代表清算人　與田　守孝

解散公告

当社は、平成二十四年十一月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十一日

沖縄県那覇市松島二丁目二番一〇号

有限会社Ｏｆｆｉｃｅ　ＡＺ

清算人　高嶺　克子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年十一月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十一日

東京都新宿区四谷三丁目一番八号

財団法人東京都トラック運送事業人材養成等財団

代表清算人　大髙　一夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年十月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十一日

石川県加賀市大聖寺地方町一の一五七番地二

財団法人加賀地区労働会館

代表清算人　林　俊昭

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十四年十月一日北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十一日

北海道士別市東六条四丁目一番地

士別市土地開発公社

清算人　相山　佳則

解散公告（第二回）

高尾西土地改良区は、平成二十四年九月十一日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出られたく、土地改良法第六十九条の二第一項及び第四項の規定により公告します。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十一日

群馬県太田市新田金井町二九番地

清算法人高尾西土地改良区

清算人代表　守下　柳三

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十四年十月九日埼玉県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十一日

埼玉県日高市大字南平沢一〇二〇番地

日高市土地開発公社

代表清算人　谷ケ崎照雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十月十二日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十一日

石川県小松市一針町午三八七番地一

宗教法人勧善寺

清算人　横山　英昭

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十四年十月二十六日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十一日

大阪市東成区中道三丁目一番一四号

大阪鍍金工業厚生年金基金

代表清算人　寺内　攻二

配当公告

三重県多気郡明和町大字池村一三七〇番地

破産者　亡渡邉昭永相続財産

右の者に対する津地方裁判所松阪支部平成二十二年（フ）第九十二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一四二、五五四、七九四円

一、配当することのできる金額

金一五、四五一、二七九円

平成二十四年十一月二十一日

三重県津市羽所町三四五番地　津駅前第一ビル六階

破産管財人　**北薗　太**

配当公告

兵庫県姫路市飾磨区野田町一六一番地

破産者　株式会社だいしん

右の者に対する神戸地方裁判所姫路支部平成二十三年（フ）第二五四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二二〇、三一〇、二一四円

一、配当することのできる金額

金四一、一一〇、一九九円

平成二十四年十一月二十一日

兵庫県姫路市神子岡前一丁目四番三号

破産管財人　菅尾　英文

配当公告

徳島県鳴門市北灘町粟田字西傍示二七七番地の一

破産者　株式会社工藤組

右の者に対する徳島地方裁判所平成二十二年（フ）第四二三号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二〇四、九七一、七五八円

一、配当することのできる金額

金三、四四一、六〇三円

平成二十四年十一月二十一日

徳島市新蔵町三丁目九番地一

破産管財人　小巻　真二

配当公告

高松市西ハゼ町三三三番地一

破産者　河西建設株式会社

右の者に対する高松地方裁判所平成十九年（フ）第二六五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般債権　金一、五九九、二五八、五一五円

優先債権　金四二、五一三、七〇二円

一、配当することのできる金額

優先債権　金三〇、一四一、七五四円

平成二十四年十一月二十一日

高松市寿町二丁目二番一〇号　高松寿町プライムビル五階　アローズ法律事務所

破産管財人　関谷　利裕